

18-2. 生活保護制度に基づく介護扶助について

生活保護制度の介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者及び要支援者に対して、介護保険の給付対象と同範囲の介護サービスを現物給付にて支給するものです。介護扶助を実施するには、生活保護受給者が生活保護法による指定を受けた「指定介護機関」にてサービスを受け、福祉事務所長の発行する「介護券」の交付を受けることが必要となります。

1. 介護扶助の対象者

① 65歳以上の生活保護受給者

介護保険第1号被保険者の資格を有します。

② 40～64歳の生活保護受給者で特定疾病に該当し、社会保険に加入している場合

社会保険が生活保護より優先されるため、介護保険第2号被保険者の資格を有します。

③ 40～64歳の生活保護受給者で特定疾病に該当し、社会保険に加入していない場合

生活保護受給者は国民健康保険の適用が除外されるため、介護保険第2号被保険者となることはできません。第2号被保険者とならない生活保護受給者（以下、みなし2号）は、被保険者番号の代わりにローマ字の「H」から始まる番号が附番されます。

2. 生活保護法と他法他施策の優先順位について

生活保護法では、補足性の原理により、他法他施策を生活保護に優先して活用する必要があります。生活保護受給者が介護保険被保険者の場合は介護保険法が優先されるため、介護サービス費の9割を介護保険で、残りの1割を介護扶助にて負担します。なお、みなし2号の場合、10割が介護扶助による負担となります。

介護保険被保険者は、介護保険法による給付を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法）に優先して活用する必要があります。しかし、みなし2号の場合、障害者総合支援法を生活保護に優先して活用する必要があるため、障害者手帳等を有する場合は、障害福祉サービスを優先して利用する必要があります。

	特定疾病に該当する、40歳～64歳の生活保護受給者	65歳以上の生活保護受給者
社会保険加入者	第2号被保険者 (介護保険で9割、介護扶助で1割負担)	第1号被保険者 (介護保険で9割、 介護扶助で1割負担)
社会保険未加入者	みなし2号 (<u>障害福祉サービスを優先して活用、 介護サービス利用の場合は、介護扶助で10割負担</u>)	

生活保護受給者の介護サービス利用のための フローチャート

